

「あいち・とこなめスーパーシティ・ネットワーク」規約

2021年5月27日

愛知県政策企画局企画調整部企画課

(名称)

第1条 本組織は、あいち・とこなめスーパーシティ・ネットワーク（以下「スーパーシティ・ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 スーパーシティ・ネットワークは、あいち・とこなめスーパーシティ構想に賛同する事業者等の中で、技術・ノウハウ・その他知見を共有し、連携を促進することにより、同構想の実現に資する事業を創出することを目的とする。

(活動内容)

第3条 スーパーシティ・ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) あいち・とこなめスーパーシティ構想に係る情報の共有
- (2) 会員から提供されたスーパーシティに関する知見のホームページを通じた情報発信
- (3) その他、あいち・とこなめスーパーシティ構想の実現に資する活動

(事務局)

第4条 スーパーシティ・ネットワークの事務局は、愛知県政策企画局企画調整部企画課（以下「事務局」という）とする。同事務局は、会員の入退会の管理を含め、必要な庶務・管理を行う。

(会員)

第5条 スーパーシティ・ネットワークは、あいち・とこなめスーパーシティ構想の実現に必要な技術・ノウハウ・その他知見を有し、積極的に他者に発信する意欲のある企業・団体により組織する。

2 スーパーシティ・ネットワークに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出する。

3 スーパーシティ・ネットワークを退会しようとする会員は、その旨を事務局に申し出るものとする。

(情報の発信)

第6条 スーパーシティ・ネットワークにて行う情報の発信は、会員の自らの責任の下で、公開可能な、スーパーシティの実現に必要な技術及び取組等に関する情報について、事務局の指定する媒体における発信を行うものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、スーパーシティ・ネットワークの運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この規約は、スーパーシティ・ネットワークの設立の日から施行する。